

○御嵩町地域づくり活動助成金交付事業実施要綱

平成14年12月27日

訓令甲第21号

地域づくり活動助成金交付事業実施要綱（平成13年訓令甲第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、御嵩町基金条例（平成24年条例第3号）別表第1に規定するふるさとふれあい振興基金の設置目的に基づき、御嵩町の活性化を図るため、創意と工夫にあふれた自主的及び主体的な地域づくり活動（以下「地域づくり活動」という。）を行う団体（以下「団体」という。）に対し予算の範囲内で助成金を交付することに関し、御嵩町補助金交付規則（平成5年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（平20訓令甲3・平21訓令甲6・平22訓令甲44・平24訓令甲5・平24訓令甲10・一部改正）

（助成対象者）

第2条 助成の対象は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 5名以上の団体で、御嵩町内に在住、在学又は在勤する者が半数を越えていること。
- (2) 御嵩町内を拠点として活動を行うものであること。
- (3) 政治、宗教、単なる物品の販売及び営利を目的としたものでないこと。
- (4) 会則、規約等を定めていること、又は第7条第2項に規定する公開審査の日までにこれらを定める予定があること。

2 前項の規定にかかわらず、規則第5条の2第1項各号のいずれかに該当すると認められる団体は、対象としないものとする。

（平18訓令甲17・平21訓令甲6・平22訓令甲44・平24訓令甲5・一部改正）

（助成対象の部門）

第3条 地域づくり活動に対する助成は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる内容とする。

- (1) 立ち上げ部門 新たに地域づくり活動をはじめようとする団体が行う組織の立ち上げに必要な経費に対する助成とする。
- (2) 活動部門 団体の行う地域づくり活動そのものに必要な経費に対する助成とする。

（平18訓令甲2・平20訓令甲3・平21訓令甲6・平22訓令甲6・一部改正）

（助成金の額等）

第4条 助成金の額は、助成対象経費に、別表左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、団体に次に掲げる収入がある場合は、当該収入の合計額を助成対象経費から控除するものとする。

- (1) 事業収入
- (2) 寄付金又は協賛金
- (3) この要綱による助成金以外の助成金又は補助金
- (4) 前3号に掲げるもののほか町長が控除すべきと認めたもの

2 前項の助成対象経費は、団体の総事業費から次に掲げる経費を控除した額とする。

- (1) 団体の活動に係る交通費（75,000円を超える部分に限る。）
- (2) 備品購入費
- (3) 団体を構成する者に係る食糧費
- (4) 団体を構成する者に対する人件費、謝礼等
- (5) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認めた経費  
(平22訓令甲44・全改、平24訓令甲5・一部改正)

(助成金の交付回数等)

第5条 同一の団体に対する助成金の交付は、1団体につき年1回とし、助成回数は立ち上げ部門については1回、活動部門については3回を限度とする。

(平18訓令甲2・平18訓令甲17・平21訓令甲6・平22訓令甲6・一部改正)

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、地域づくり活動助成金交付申請書（別記様式第1号）に関係書類を添えて、助成金の交付を受けようとする年度ごとに町長が指定する日までに提出するものとする。

(平20訓令甲3・平21訓令甲6・一部改正)

(助成金の交付決定等)

第7条 町長は、前条の規定による助成金の交付申請を受けたときは、御嵩町ふるさとづくり検討委員会（御嵩町ふるさとづくり検討委員会設置規程（平成19年訓令甲第26号）に規定するものをいう。以下「委員会」という。）の審査に付すものとする。

- 2 委員会は、前項の付議があったときは、地域づくり活動について公開で審査する公開審査（以下「公開審査」という。）を行うものとする。
- 3 申請者は、公開審査において、助成金の交付を申請した地域づくり活動の内容等を発表するものとする。
- 4 町長は、第1項の審査を行った結果を考慮した上で助成金交付の可否及びその額等を決定し、地域づくり活動助成金の交付決定について（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 5 前各項の規定にかかわらず、申請者が規則第5条の2第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、町長は、助成金の交付の決定をしないことができる。この場合における措置等については、御嵩町補助金交付要綱（平成5年訓令甲第4号）第3条の2の規定によるものとする。

(平20訓令甲3・全改、平22訓令甲44・平24訓令甲5・平25訓令甲16・一部改正)

(交付決定の取消し等)

第7条の2 町長は、前条第4項の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「助成団体」という。）が、規則第5条の2第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、速やかに助成団体に通知するものとする。
- 3 町長は、交付決定の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(平24訓令甲5・追加)

(変更等)

第8条 助成団体は、地域づくり活動を中止したとき、又は活動内容、助成対象経費若しくは第4条第1項各号に掲げる収入に著しい変更が生じたときは、速やかに地域づくり活動変更(中止)承認申請書(別記様式第3号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、地域づくり活動変更(中止)承認申請書が提出された場合は、申請内容等を確認したうえで変更等の承認の可否を決定し、地域づくり活動変更等承認通知書(別記様式第4号)により助成団体に通知するものとする。

(平20訓令甲3・平21訓令甲6・平22訓令甲6・一部改正、平22訓令甲44・旧第9条繰上・一部改正、平24訓令甲5・一部改正)

(実績報告)

第9条 助成団体は、第7条第4項の規定による交付決定を受けた地域づくり活動が完了したときは、当該地域づくり活動が完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに地域づくり活動実績報告書(別記様式第5号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の実績報告書の提出があったときは、別に定めるところにより報告会を行うものとする。

3 助成団体は、前項の報告会において、実施した地域づくり活動の内容等を報告するものとする。

(平20訓令甲3・平21訓令甲6・一部改正、平22訓令甲44・旧第10条繰上・一部改正)

(助成金の額の確定)

第10条 町長は、前条第1項の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査したうえで助成金の額を確定し、地域づくり活動助成金の額の確定について(別記様式第6号)により通知するものとする。

2 前項の場合において、助成対象経費が当初申請より減額となったときは助成金の額を減額し、助成対象経費が当初申請より増額となったときは当初交付決定額を超えて助成しないものとする。

(平20訓令甲3・追加、平22訓令甲44・旧第11条繰上・一部改正)

(交付請求)

第11条 前条の確定通知を受けた助成団体は、地域づくり活動助成金請求(概算請求)書(別記様式第7号)を町長に提出して助成金を請求しなければならない。

2 町長は、助成金の目的を達成するために必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、助成金の一部を概算払により交付することができるものとする。

3 前項の概算払を受けようとする場合は、地域づくり活動助成金交付請求(概算請求)書を町長に提出しなければならない。

(平22訓令甲44・追加)

(助成金の精算)

第12条 概算払を受けた者は、第10条の規定による助成金の額の確定後、速やかに精算しなければならない。

(平22訓令甲44・追加)

(事業の完了確認)

第13条 町長は、地域づくり活動の完了確認を行った場合は、地域づくり活動事業完了確認調書(別記様式第8号)を作成するものとする。

(平20訓令甲3・旧第11条線下・一部改正、平22訓令甲44・旧第12条線下・一部改正)

(その他)

第14条 この要綱の施行に関し定めのない事項は、町長が別に定める。

(平24訓令甲5・全改)

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

設整備補助金交付要綱、御嵩町水道未普及地域給水施設整備補助金交付要綱、御嵩町地区児童公園等福祉施設整備補助金交付要綱、御嵩町民間保育所補助金交付要綱、御嵩町国民健康保険健康診断料助成要綱、御嵩町二次及び三次予防接種医療機関等に関する実施要綱、御嵩町妊婦健康診査費助成事業実施要綱、御嵩町新生児聴覚検査費助成事業実施要綱、御嵩町特定不妊治療費助成事業実施要綱、御嵩町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱、御嵩町資源集団回収事業奨励金交付要綱、御嵩町耕作放棄地対策事業補助金交付要綱、御嵩町有害鳥獣被害防止施設設置費補助金交付要綱、御嵩町農地及び農業用共用施設災害復旧事業費補助金交付要綱、御嵩町地域環境保全活動支援金交付要綱、御嵩町建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱及び御嵩町自主防災組織設備等補助金交付取扱要綱の規定は、平成24年度の予算に係る補助金から適用し、平成23年度の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成24年訓令甲第10号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年訓令甲第16号)抄

(施行期日)

1 この訓令中第1条及び第3条の規定は平成25年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

別表(第4条関係)

(平22訓令甲44・追加)

立ち上げ部門	第7条第2項に規定する公開審査において公益性、活動の継続性、活動の発展性、町の活性化、助成の有効性等の項目について審査した結果により算出された得点率(以下「得点率」という。)が、3分の2以上である場合	3分の2(上限15万円)
	得点率が、3分の1以上3分の2未満である場合	2分の1(上限10万円)
	得点率が、3分の1未満である場合	3分の1(上限5万円)
活動部門	得点率が、3分の2以上である場合	3分の2(上限30万円)
	得点率が、3分の1以上3分の2未満である場合	2分の1(上限20万円)
	得点率が、3分の1未満である場合	3分の1(上限10万円)